

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十九日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号を削り、同表第七号中「地域事務所厚生環境局（分室を含む。）、保健所（分室を含む。）」を「厚生環境事務所（支所を含む。）、保健所（支所を含む。）」に改め、同号を同表第六号とし、同表第八号を削り、同表第九号を同表第七号とし、同表第十号中「東広島家畜保健衛生所」を「西部畜産事務所」に改め、「獣医師で、」の下に「西部家畜保健衛生所において」を加え、同号を同表第八号とし、同表第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第一の二ハ教育職給料表(二)の表二級の項の次に次のように加える。

特 二 級	一万千五百円
-------	--------

別表第一の二ニ教育職給料表(三)の表二級の項の次に次のように加える。

特 二 級	一万千二百円
-------	--------

附 則

この人事委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。